



団体予戦 成績表

校名	1戦	2戦	3戦	4戦	勝	敗	順位
1 志雄	△	△	△	△	0	5	5
2 志賀	④	③	④	△	3	4	3
3 押水	△	△	△	△	0	5	5
4 羽咋	③	④	△	④	3	3	2
5 富来	③	④	③	③	4	1	1
6 色知	△	△	④	④	2	4	4

団体決勝
トーナメント表

志賀

```

  1
 /  \
2     3
志賀 羽咋
 /  \
1     4
志賀 富来
  
```



唐戸山相撲 志賀中が団体2連覇

第47回羽咋郡市中学校相撲大会が、6月4日(水)に羽咋市の唐戸山相撲場で開かれました。昭和37年から始まり、雨のため2回中止した以外は毎年開かれている伝統の大会。1市2町6校の中学生約2千人が応援合戦を繰り広げ、選手たちを激励しました。

団体戦では、志賀中が決勝の大將戦で邑知中に勝ち見事優勝、富来中は予選を1位で通過し、本戦で3位に入りました。

個人戦は富来中主将の中川さんが3位に入りました。両校とも、声が枯れるまで選手に声援を送った応援団と期待に応えた選手が一丸となった大会でした。

INDEX

- 長寿医療制度へ加入している皆様へ……4
- まちかどルポ……………8～9
- 情報パーク……………10～12
- 健康カレンダー……………13
- 生涯学習だより……………14～17



平成20年度から医療制度改革により、国民健康保険税が変更になりました

後期高齢者支援分の新設について

長寿医療（後期高齢者医療）制度が創設され、後期高齢者の医療費の約40%を国民健康保険などの各種医療保険に加入している現役世代が支援していくことになりました。

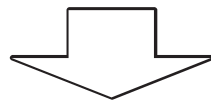
これまでの医療分・介護分（40歳～64歳の方）に加えて、「後期高齢者支援分」被保険者全員対象」を合わせたものを国民健康保険税として課税することとなります。変更内容は下表のとおりです。

国民健康保険の世帯主について

世帯主が長寿医療（後期高齢者医療）制度に移行了した場合、国民健康保険の資格はなくなりますが引き続き、国民健康保険の世帯主（擬制世帯主）として納税義務があります。そのため、通知書等は世帯主名で通知しますが、税額の計算には含まれません。

改正前（平成19年度まで）

区分	医療分		介護分	
	志賀地域	富来地域	志賀地域	富来地域
所得割	5.5%	6.9%	0.66%	0.56%
資産割	32%	45%	5.0%	4.7%
均等割	25,000円	30,000円	6,100円	5,500円
平等割	30,000円	35,000円	4,000円	3,300円
課税限度額	560,000円	560,000円	90,000円	90,000円



改正後（平成20年度から）

区分	医療分		後期高齢者支援分 【新設】	介護分	
	志賀地域	富来地域	志賀町	志賀地域	富来地域
所得割	5.5%	6.9%	1.7%	0.66%	0.56%
資産割	32%	45%	4.5%	5.0%	4.7%
均等割	25,000円	30,000円	6,200円	6,100円	5,500円
平等割	30,000円	35,000円	7,200円	4,000円	3,300円
課税限度額	470,000円	470,000円	120,000円	90,000円	90,000円

平成20年10月から国民健康保険税が年金から徴収されます

国民健康保険に加入している65歳以上75歳未満の世帯主の方であって、次の①～⑤のすべてに当てはまる方は、本町においては平成20年10月に支給される年金から、保険税を差し引いて納めていただくこと（特別徴収）になります。※平成20年9月までは従来の普通徴収（納付方法が納付書又は口座振替）となります。

▼特別徴収の対象となる世帯主

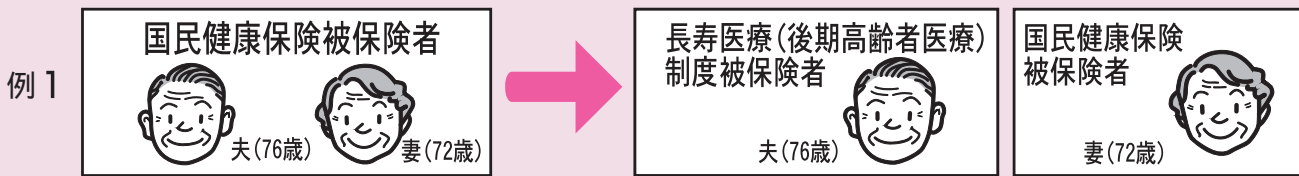
- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること
 - ② 年度中に75歳に到達しないこと
 - ③ 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること
 - ④ 介護保険料が特別徴収の方法によつて徴収されていること
 - ⑤ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと
- ※口座振替利用の方、及び納税組合加入の方でも特別徴収の対象となります。

長寿医療（後期高齢者医療） 制度の創設に伴う国民健康 保険税における配慮に ついて

◆長寿医療（後期高齢者医療）制度の創設に伴って、75歳以上の方の保険制度の移行により、国民健康保険税が急に増えることがないように、一定期間、次のような保険税の軽減が受けられます。（例1）

- ①所得の低い方の国民健康保険税の軽減について
所得が低く保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間、今までと同じ軽減を受けることができます。
- ②平等割（世帯あたり）で課税される国民健康保険税の軽減について
国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、5年間、世帯ごとにご負担いただく平等割額（介護分は除く）が半額になります。

▼ 75歳以上の方が長寿医療（後期高齢者医療）制度に移行、75歳未満の方が国民健康保険に加入した場合



◆被扶養者であった方の国民健康保険税の減免措置について(例2)

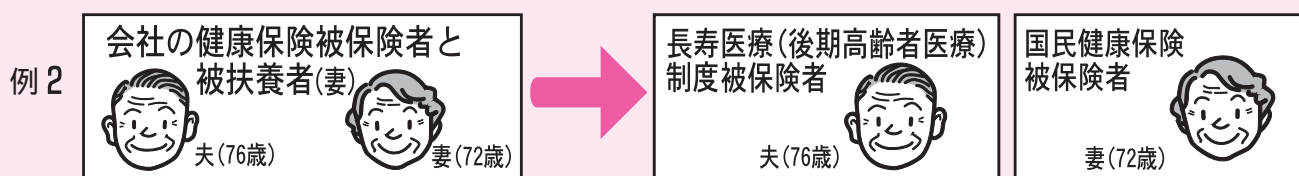
75歳に到達した方が被用者保険から長寿医療（後期高齢者医療）制度へ移行したことにより、その方の被扶養者が国民健康保険に加入した場合、新たに保険税を負担することとなるため、当該被扶養者（65歳～74歳）であった方について、2年間、減免措置があります。ただし、この制度の適用には申請が必要となります。

※被用者保険とは
政府管掌健康保険、企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合の医療保険等のことで、国民健康保険（建設国保を含む）は含まれません。

2割軽減申請が不要になります

平成20年度から2割軽減の申請の必要がなくなり、前年の世帯所得に基いて決定します。ただし、世帯の中に未申告者の方（18歳以上）がいる場合は軽減制度が受けられませんのでご注意ください。

▼ 75歳以上の方が被用者保険から長寿医療（後期高齢者医療）制度に移行したことにより、その被扶養者（65～74歳）が国民健康保険に加入した場合



平成20年度国民健康保険税の納期

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日	3月31日

平成20年度の特別徴収対象者の方の納付月

納付方法/月	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収	○	○	○						
特別徴収				◎		◎		◎	

お問い合わせ ●制度に関すること・・・住民課 国保係 TEL 32-9121
●課税に関すること・・・税務課 国保係 TEL 32-9142

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）へ加入している皆様へ

長寿医療（後期高齢者医療）制度の**特別相談窓口**を**7月19日（土）午前9時から午後5時**まで、役場住民課、富来支所に設置します。

保険料、制度などでご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

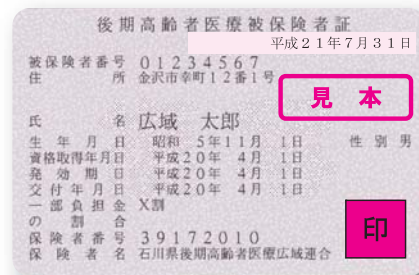
お知らせ1・新しい保険証が届きます！

- 8月1日から使用する保険証は7月中旬より配達記録郵便で送付されます。
 - ・ 現在お持ちの長寿医療制度の保険証の有効期限は7月31日までです。
 - ・ 医療機関での窓口負担は、毎年8月1日に前年の所得をもとに見直されます。
- ※ 現在お持ちの保険証は、8月1日以降ご使用になれませんので、ご自身で破棄処分してください。

①封筒



②保険証



※被保険者証のカバーが必要な方は志賀町役場住民課、富来支所総合窓口までお越し下さい。

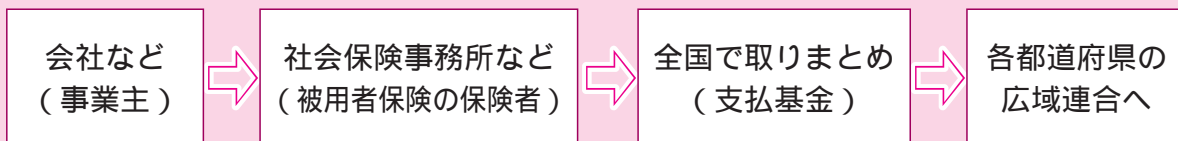
お知らせ2・保険料額をお知らせする決定通知書等が届きます！

- 前年の所得をもとに、1年間の確定保険料を計算し、7月中旬にすべての被保険者にお知らせします。
- ※ 平成20年度に限り、6月以降に長寿医療制度の被保険者となった方については、事務処理の都合上、翌々月から保険料の計算がされる場合もございますので、ご了承ください。

制度加入直前に被用者保険（※）の被扶養者であった方は保険料が軽減されますが、関係機関等からの情報が遅れており、軽減が適用されていない場合があります。

保険料などについてご不明な点がございましたら、石川県後期高齢者医療広域連合または、役場住民課までお問い合わせください。

被用者保険の被扶養者であった方の情報は、次のような流れで処理されます。



※被用者保険とは、政府管掌の健康保険や企業の健康保険組合、共済組合などの保険をいいます。

※国民健康保険と国民健康保険組合は該当しません。

石川県後期高齢者医療広域連合（金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階 電話：076-223-0140）
志賀町役場住民課（志賀町末吉千古1番地1 電話：0767-32-9121）

国民年金保険料の納付が困難な場合は「保険料の免除制度」があります

国民年金保険料（平成20年度：月額14,410円）のお支払が、経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除制度」または「一部納付制度」をご利用ください。（ただし、所得審査のため税務申告をしている必要があります。）

所得による免除の基準

免除の種類	免除の所得基準額	月額保険料
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	0円
4分の3免除	78万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等	3,600円
半額免除	118万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等	7,210円
4分の1免除	158万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等	10,810円

※基礎控除額38万円は、次の扶養親族について各金額に読み替えて計算します。

- 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 48万円
- 特定扶養親族 63万円

※所得基準を超えていても、失業した場合や天災により損害を受けた場合などの理由で免除が承認されることがあります。

●免除の承認期間

免除の承認期間は、7月から翌年の6月までです。申請が遅れた場合でも7月までさかのぼって認められます。

平成19年度の申請は平成20年7月31日まで、

平成20年度の申請は平成20年7月1日から受付となります

●全額免除の継続申請について

保険料の全額免除(失業や天災等を理由とした場合を除く)が承認された方で、申請時に申請された場合、翌年度以降もあらためて申請を行わなくても、継続申請があったものとして自動的に審査されます。

●一部納付制度の継続申請について

一部納付制度(一部免除)の承認を受けている方で、引き続き7月からも申請を希望される方は、新たに免除の申請が必要です。

- 申請は 住民課国民年金窓口まで

退職された方で免除を希望する方は

免除は前年の所得を基準に承認されますが、免除基準を超えている場合でも失業等の事由により、保険料の納付が困難なときは特例の承認が受けられます。

申請には以下の書類のいずれかが必要です。

- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者離職票
- 離職者支援資金の貸付決定通知書
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
- 上記書類に準ずる公的機関の証明

●法定免除の対象者とは

- 生活保護法等による生活扶助を受けている人
- 障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1・2級)の受給者

上記の方は、その期間の保険料の全額が自動的に免除されますので届出を行ってください。

◆国民年金に関するお問合せ・相談は

七尾社会保険事務所(0767-53-6511)または役場国民年金係(0767-32-9121)へ